

平成25年6月定例会 過疎・人権対策特別委員会（付託）

平成25年6月24日（木）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

小谷保健福祉部長

本日、当付託の委員会におきまして、理事者において報告すべき事項はございませんので、よろしく願います。

来代委員長

それでは質疑を始めます。

元木委員

この度の自民党徳島県連の政策集におきましても、子育て支援の充実、女性が輝く社会作りというようなことで、保育士の充実、また延長保育、病児・病後時保育など、保育の質の向上に努めるとされております。私自身も、代表質問の中で、これから県西部のような過疎の進む地域が発展していくためには、やはり何と言っても、子供さんを持つ家庭や家族の方が子育てしやすい街づくりをすることが、一番大事であるというような趣旨のお話をさせていただいたところでございます。一方におきまして、いじめの問題、児童虐待の問題等は後を絶たず、こういった対策も求められておるといような状況でございます。

こういう中で、今回は児童養護施設というようなことで、家庭環境に恵まれない子供さんへの支援を充実していくべきであるという観点から、何点か質問させていただきたいと思います。

まずその前に、現在の児童福祉全般に関わる状況についてお伺いをしたいと思っております。現在、県内の児童養護施設にはどういった子供、どういった家庭環境ですとか、障害者の方も含まれると思っておりますけれども、どういった子供が来ているのか、また数はどの程度なのか、こういった質と量の両面にわたって、基本的な内容をお伺いしたいと思います。

また最近では発達障害ですとか、そういった障害を持つ子供さんも増えておると聞いてお

りますけれども、こういった状況であるのかを併せてお伺いをさせていただきます。

山口こども未来課長

元木委員の御質問にお答え申し上げます。現在、県内におきましては、児童養護施設は 7 か所ございます。月平均の入所児童数でございますが、23 年におきましては 270.8 名、24 年につきましては 259.3 名という状況でございます。児童養護施設につきましては、保護者のない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童につきまして、こども女性相談センター、児童相談所でございますが、その措置によりまして児童養護施設で養育し、心身の健全な育成を図るとともに、その自立を支援しているわけでございます。

かつて児童養護施設には、親がない子供、貧困などの理由で、家庭で育てられない子供が入所していたわけでございますが、近年は児童虐待によって心に傷を持つ子供や、ADHD、注意欠陥多動性障害とか、アスペルガー症候群、広汎性発達障害などといった発達障害になる子供が増えているという状況でございます。23 年の調査でございますが、施設に入所している子供の約 9 パーセントが、こういった発達障害を持っている子供というふうなデータがございます。以上です。

元木委員

心に傷を持つ子供の数も増えているというようなことでございましたけれども、ここ何十年かの児童福祉の政策をたどってみますと、これまでは心のケアですとか、子供が持つ障害に対する医療的な対応ですとか、そういった子供自身についての対応が中心であったわけでございますけれども、これからの方向性としては、子供を取り巻く生活環境ですとか、地域の環境ですとか、そういった生活全般にわたるフォローをしていくことも大切なのかなど、こういう気もいたしているところでございます。

こういう中で児童養護施設においても、ファミリー・ソーシャルワーカーというようなことで、家庭支援専門員さんを置いて、子供の生活全般にわたって情報をちゃんと共有していただくというようなことと同時に、学校現場においても、スクール・ソーシャルワーカーというようなことで、学業とかスポーツとかそういった面だけではなくて、子供の家庭がどうなっているのか、子供の親御さんの状況はどうなのか、一人親が今増えているということでございますけれども、そういった一人親の家庭の中で子供がこういったしつけを行われているのか、こういった統括的なケアが求められているというようなことで、こういった点につきましても、教育と福祉というのは、なかなか連携ができていない分野だと言われておりますけれども、しっかり連携を取って頑張りたいと思っていますところでございます。

こういう中で今、保育士の問題というのが一つ浮上してきております。御案内のとおり、保育士等処遇改善臨時特例事業の実施に伴いまして、平成 25 年 4 月から私立保育園に勤務する常勤及び非常勤職員に対しまして、保育士の人材確保対策を推進する一環といたしま

して、処遇改善を目的とした資金の交付が行われ、保育士の処遇改善に向けたステップアップが図られておられるようなところでございます。

しかしながら保育士の待遇改善を通じて、保育所で働く保育士の数が増加傾向にありますけれども、児童養護施設におきましては、夜勤があることですか、勤務が早出や遅出など時間が変則であること、あるいは先ほど申し上げましたとおり、虐待児童や発達障害、家庭環境の複雑な子供等、様々な条件を持った子供さんが多いことから、保育士が得られにくい現状がでございます。つきましては、保育士の処遇改善に取り組む児童養護施設への資金の交付制度を新たに創設することですか、あるいは現在手薄となっております3歳児未満の方で、そういった課題を持った子供さんを見てあげられるような保育士の設置に向けた新たな制度を創設すべきと考えますけれども、県の御所見をお伺いいたします。

山口こども未来課長

御指摘のとおり、保育所に勤務する保育士につきましては、昨年度国への要望が反映されまして、今回、安心こども基金で、保育士等処遇改善臨時特例事業というのが実施されております。今後、保育所に勤務する保育士と同様に、現在、昨今の児童養護施設の状況の厳しさを踏まえて、保育所に勤務する保育士と同様に、待遇改善がなされるよう国に働きかけてまいりたいと思っております。

元木委員

ぜひ積極的な働きかけをお願いいたしたいと思っております。現在、認定こども園の問題ですか、横浜市でも待機児童がゼロになったとか、そういった子育てを取り巻く環境が変わっております、一般の保育園の職員の方が充実すれば、どうしても他の施設にはしわ寄せがいくというようなこともございます。介護の分野においても、介護士の処遇改善ということで、月に1万5,000円処遇改善がなされたというようなことで、こういった児童福祉施設を預かる方も同様にいろんな苦勞がございましたので、そういった面のフォローをしっかりとっていただきたいと思っております。

次に、職員の配置基準についても併せてお伺いをいたしたいと思っております。先ほど申し上げましたような児童養護施設、乳児院、また母子支援施設などの現場では、被虐待児や発達障害を持つ児童や家庭への処遇対応について、困難を窮めているというような状況の中、生活単位の小規模化ですか、子供の権利を守る取組などの課題に対する中長期的な計画を実現していくために、職員配置基準の改善が求められておられるような状況でございます。本年度から児童養護施設の配置基準が、6対1から5.5対1に変わったということで、一定の前進を見せてはいるものの、まだまだ職員の数が足りないというような施設の声は多いわけでございます。こういう中で、5.5対1から5対1にするということも必要であろうかと思っております。

一方において、特殊条件の枠を広げるといようなことも重要でありまして、先ほど申し上げましたとおり、3歳児未満の児童や、幼稚園に通えない児童に対して、日中の園内

保育を行うための園内保育担当職員の配置ですとか、児童の社会的自立を支援するため、学校や職業訓練機関、企業、職業安定所など関係機関と連携して、専門的対応のできる自立支援担当職員の配置も行っていくべきであると考えております。こういった点についても、県として国への要望を行う、もしくは県独自の制度を創設すべきであると考えますけれども県の御所見をお伺いいたします。

山口こども未来課長

まず、職員の配置基準について御質問を頂きました。職員の配置基準につきましては、御指摘のとおり小学校以上につきまして6対1から5.5対1に、最近なっただけでございます。国におきましては、平成23年7月に取りまとめました社会的養護の課題と将来像という報告書がございますが、これに基づき社会的養護の充実を図ってきているところでございます。それによりまして、職員の配置基準につきましても目標水準は、小学生以上の場合は4対1が目標とされておりまして、段階的に引上げを検討することになっているところでございます。県といたしましても、配置基準の引上げは、速やかに実施されるよう国に対して働きかけをしてまいりたいと思っております。

また、自立支援のための職員の配置ということでございますが、児童養護施設に措置されました児童には、保護者からの支援が期待できないことから、一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って、社会的に自立していけるよう、自立支援の充実が大変重要でございます。県におきましても、これまで児童養護施設について、パソコンの整備等を補助する児童養護施設等環境改善事業などやってまいりました。自立支援担当職員につきましては先ほど御説明申し上げました、国が23年7月にまとめました社会的養護の課題と将来像という報告書におきまして、加算配置、加配とよく言われますが、加算配置が必要という検討が進められているところでございます。今後とも、児童の自立や就職支援に向けた職員の加算配置など働きかけを行って、児童の健全な育成及び社会的自立の促進を図れるよう積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

元木委員

ぜひ、積極的な支援をよろしくお願い申し上げます。

併せまして、児童養護施設退所後の子供たちの自立に向けた支度費の制度についてお伺いいたします。御案内のとおり、児童養護施設を退所した児童に対しましては、就職の支度費ですとか、大学進学等の自立支援費という制度がございます。しかしながら、職業訓練施設への進学ですとか、就労以降の支援事業等を利用する場合は、その対象となっていないということが実情ということをお伺いしております。例えば、高校卒業と同時に卒園していく子供さんが、私の地元にも多いわけでございますけれども、高校卒業の時に運転免許を取らせるというようなことをその施設の側が行っているものの、その運転免許の費用負担というのは、全額公費で賄われるものではなくて、一部は本人のこづかいですとか、共同募金のほうからの支援で賄っているというような実情であると伺っております。こうい

う中で、支度費の状況というのはどういう現状であるのかお伺いをいたします。

山口こども未来課長

現在、退所した児童につきまして、どのような支度金が支給されているのかといった御質問を頂きました。国におきましては、平成24年度の予算から、施設を退所し自立生活を始める児童に対する就職支度費や、大学進学等自立生活支度費の改善を行っております。21万6,510円から26万8,510円に引き上げられる改善が行われました。また、中学校卒業や高校卒業、中退の児童が、進学や就職に役立つ資格取得や講習などのための経費の支給制度が新設されまして、一人1回5万5,000円を限度に支給されるなど充実が図られているところでございます。

元木委員

生活に必要な物品というのは多様なわけございまして、ぜひこういった制度をしっかりと見直しを続けていただきまして、制度の対象範囲というものをより緩和をしていただきけますように要望をいたしたいと思っております。

最近では、生活保護の受給者の増大傾向に歯止めがかからないとか、そういった状況がございまして、昔の戦後の高度経済成長の時代は、貧困からまず抜け出そうという一つのスローガンがあって、そこに向かってみんな頑張ってきたわけでございますけれども、最近ではかえって不安定な層の方が増えておるように思うわけでございます。こういった、特に不安定な層の中でも、子供の貧困というのが大きなテーマとなっております。児童福祉の在り方というのも見直していかなければいけないと、そういうふうを考えておる次第でございます。

これからは、子供の心理的な心のケアなどの部分に加えて、先ほども申し上げましたような支度費を見直す等のことによって、子供の生活全体を見てあげて、うまく自立につながられるような取り組みを地方自治体として頑張っていたいただきたいと思うわけでございます。

今日は、もう教育のほうはお伺いをいたしませんけれども、何と言っても福祉が効果を上げるためには、教育との連携、教育と福祉が縦糸と横糸になって、しっかりと絡め合うことが、子供にとっても本当に重要なことと思っておりますので、先ほど申し上げましたようなスクール・ソーシャルワーカーの充実強化ですとか、ファミリー・ソーシャルワーカーさんとの連携の強化をぜひしっかりと図っていただきたいということを要望いたしまして、終わります。

吉田福祉こども局長

ただいま元木委員のほうから、児童養護施設のいわゆる環境整備を進めるべきではないかというふうなお話を頂きました。保育士の確保というのもおっしゃっていただきました。昨年度も10月に、保育士養成機関のほうに県として回らせていただきまして、県内の就職、

ぜひ進めてほしいというようにお話を頂きました。そのときに言われたのが、やはり保育士の給与面をもう少し改善するべきではないかというように御意見を頂きました。先ほど委員のほうから御紹介いただきましたように、国のほうの取組で若干改善されてきております。児童養護施設のほうに、直接ではございませんけれども全体の流れとして、保育士の改善もされていくんだろうと思っております。

またその他職員の配置基準、そして家庭環境も含めた全体の子供の自立について配慮すべきではないかというふうな御意見を頂きました。私どもも、児童養護施設県内 7 施設ございますので、そういった施設の関係者の意見を十分聞きまして、必要な提言、また必要な対応を取っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松崎委員

委員長から御指名いただきましたので、質問いたしたいと思えます。

一つは、今も少し話がありましたけれども、生活保護の見直しと過疎地域の関係でございます。小谷部長さんは、阿南市の事情をよく御存じと思うんですが、阿南市は、過疎法の適用にはなっていないという地域なんだろうと思うんですが、その阿南でも、私の出身の加茂谷という所は那賀町とのはざまにありまして、大田井、細野の辺りというのは、地域に入って話を聞きますと、もう限界集落だというような状況になっております。そこに行きますと、本当に空き家が多い。それから、住まわれている方はお年寄りの方が本当に多いという地域でございます。買い物とか病院に行く場合は、いわゆる阿南バスというのが 1 日に 1 往復だけしか出てないということで、何とかせめて 2 往復ぐらいにならんのかということもよく言われるんですけど、阿南のほうのことは置いとしまして、例えば去年、会派のほうで三嶺の状況など見に行った際に、私ども車で行きましたけれども、東祖谷三嶺の辺りの方が、山城とか池田のほうに出られる場合に、一体どんな方法があるんでしょうかね。

矢間地域創造課長

ここの東祖谷から山城に行く方法としては、公共交通機関が適当にあるというふうなことは考えておりませんが、タクシーなどを利用されているのではないかと考えております。

来代委員長

もっときれいに答えてあげてください。

矢間地域創造課長

ただいま委員のほうから、買い物、病院などに行くときに、東祖谷のほうから山城・池田のほうに行くのにどのような方法があるかと御質問であったかと思うんですけども、公共交通機関が今、東祖谷から山城、池田に行く方法がどうなっているかというのはちょっと深く承知はしていないんですけど、恐らくタクシー等を利用されているのではな

いかと考えております。

（「村営バスがあるよ。」という者あり）。

村営バスが運行されているということがあったり、あと残されるところは、タクシーを使うとか、隣近所の車に便乗させてもらうとかそういう方法しかないんだらうと思うんですが。

（「いやしの郷のバスが乗せてくれるんよ。」という者あり）

そこで。昨日もちょっと地域の人から話があって、冒頭申し上げたように、そこに住む人の生活保護を申請しないといかん。そうしたときに、申請の段階で厳しくチェックされるようになってくる。例えば、今お話があったように、東祖谷に住まわれる方が生活保護を申請したいと。しかし車を所有しておるという場合に、いったいどうなるんでしょうかね。申請の段階で。

大塚地域福祉課長

まず、生活保護についてですけれども、生活保護につきましては、本人の資産及び能力を全て活用してもなお困窮する者、こういう者が対象になるものでございます。それで、その制度の運用に当たりまして、この資産の考え方なんですけれども、利用を容認するに適さない資産は、原則として処分の上、認められる場合でも最低限度の生活維持のために活用させること、このような運用になってございまして、自動車の保有及び使用というのは、原則として認められておりません。

松崎委員

原則として認められないんですよね。そうしたときに、いわゆる過疎地域に住まわれている、しかも生活保護を申請されるといった場合に、車を処分してしまえば、いったい生活の手段としての方法はどこにあるんでしょうか。

大塚地域福祉課長

例外として認められるケースもございます。そのケースといいますのは、例えば自営業の方が、事業用として利用する場合。あるいは障害者の方が、通勤や通院に利用するような場合。また、委員がおっしゃいますように、公共交通機関の利用が著しく困難という方が、通勤であるとか通院とかそういう場合に利用する場合。そういう場合は例外的に認められるケースがありますけれども、そこに少し条件がございまして、まずその車の価格、処分価値が小さいものであること。それから自動車の利用以外に方法がなくて、これがポイントになるんですけど、その方の自立の助長になると。それから維持費用が、例えば扶養義務の方から援助がされて、例えば車検とか保険料とかそういった維持費用が確実に賄われると、そういった条件を満たしてはじめて例外的に認められるということになっております。

松崎委員

そしたら過疎地域に住まわれている方が、原則車を持っておったら売らなならんと。しかし今、お話があったような形で例外も認められますよということなんですが、本当に自立をしていきたいとか、生活をそこで続けたいといったときに、しかも生活する上では保護申請をしなくてはならないといった場合に、今の生活保護の申請の段階で、恐らく高齢者の方、事業をやっているわけでもない、そういう障害を隠して、格段に重い障害を持たれているということもない、しかし生活する上では、小さな車でも必要だといった場合に、窓口で申請ができないおそれがあって、申請しないケースも出てくる心配があるんですけども、その点はいかがでしょうか。

大塚地域福祉課長

この生活保護制度の申請と、その決定という過程なんですけど、これはもう個別のケースで判断するほかございませんが、必要な人には、確実に保護を実施するというのが基本姿勢でございますので、窓口においては、申請者の立場に立ってよく話を聞いて、その上で決定していくということになると思います。

松崎委員

これは、これくらいにしたいと思うんですが、実は過疎問題ということで、今年から委員になりましたけれども、過疎に住まわれている方が生活をしていく上で、どうしてもやむを得ず生活保護を申請する場合に、今話があったように車を持っていたら、とにかくまず処分せえよと、そうしたときに足を奪われてしまう心配というのが実はあるということですよ。そここのところをやっぱり、きっちり個別的判断をしますということですけども、地域の事情とか判断というのが、担当者の判断になるのか。客観的な判断基準をどのようにして持つのかということについては、あの人の場合はいけたけど、この人の場合はだめだったとかいう話は、どうしても近くの中で広がりやすいですよ。そういうときの、いわゆる判断とか基準が必要なんではないかなというふうに思います。

例えば、かつては生活保護を受けるのに、エアコンなんかを付けるのはぜひいたくたという時代がございまして、エアコンを付けないばかりに、部屋の中で餓死されておつたと。熱中症にかかるとそういうケースがあって、最近ではエアコンを付けてもオーケーなんですかね。そんなような話も聞くんですけど、それともう一つは、生活保護をする上で都会型といったらあれかも分かりませんが、ちゃんと公共交通機関があるという前提に立ったり、さらには自立して行って、例えば所帯によつたら15万円の生活保護があると。しかし何とか自立して10万円くらい稼げる仕事があったら自立したい。そのためには、朝晩通う足としての車が欲しいんじゃないかと。しかし残りの部分は、生活保護が受給できないかというケースだってあると思うんですけども、その地域によつた判断の基準、そういったものが必要ではないかと思うので、もう一度お聞きしたいのと、そういったことの柔軟性、過疎地域に住まわれていることも含めた柔軟な基準等々の判断を、生活保護の中でもしっかりと

国にも提言していくというようなお考えはないでしょうかね。

大塚地域福祉課長

この判断基準ということなんですけど、基本的な姿勢というのは、必要な人に確実に保護を実施すると。これはどの地域に住まわれていても、どのような年齢の方でも、その基本姿勢というのは変わらないかと思えます。ただ、制度の適正な運用を図るということは、不正事案の発生の未然防止にもつながりますし、やはり税金で賄われた生活保護ということでございますので、やはりそこにおのずと限界があると言いますか、サービスの中でも一定のラインがあるというように考えております。ですから、やはり申請された方の立場に立って、一つ一つ適切に判断するというのが我々の役目ではないかと考えております。

また、柔軟さという部分を国に要望してはということですが、この 5 月 30 日に生活保護の不正事案の関係で、その強化という対策は、5 月 30 日に国のほうに提言したところでございます。そういう機会を捉えて、必要なものであれば積極的に提言していきたいと考えております。

松崎委員

不正受給を認めていくということではなしに、憲法 25 条で保障された、最低文化的な生活を営む権利としての国民の権利というところをしっかりと踏まえて対応をしていただきたい。そうしないと結局は、徳島県内でも最悪の場合は、過疎地域の方が保護の申請も拒絶するような形で餓死されると言いますか、そんなケースも起こりかねないという心配を実はするわけございまして、そんなことにならないように、徳島県としてもこの憲法に保障された最低文化的な生活を営む権利は誰にでもあるんだと、都会であろうが、過疎地域であろうが、当然のこととしてあると。その際の判断というのをしっかりとやっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。そんなものでよろしいですか。過疎の問題はそのくらいの一点ですね。過疎地域と生活保護の見直しに関わって、そういう視点も持つ必要があるんじゃないかということで申し上げたところであります。

もう一点は、人権に関する個人情報の関係でございます。今日の徳島新聞で、アメリカ政府が、個人の極秘情報収集を CIA がやっとなつた。これはもう危ないということで、香港を出国して、ロシア経由で中南米まで亡命するというような記事が出されておりました。

どこの政府もと言いますか、どこの権力者もいろんな理由があるんだろうと思えますけれども、実は個人情報というのは、かなり権力の側であったり、いろんな形で筒抜けになつたり、把握されておるといのが、民主主義と自由な国と言われるアメリカでも暴露されたというふうに思うんですけども、そこで、国内なり県内に目を移してみますと、少し前になりますけど、佐藤・プライム社事件というのがありまして、それは何だと言うと、実はこの 1 会社が、個人の戸籍等の情報、戸籍情報、住民情報も含まれると思えますが、そういったものを収集して、特に今は窓口で戸籍謄本等を取る場合、本人ですか、代理人

ですかというチェックをされるわけなんですけれども、そういうチェックが全然要らない方、そういう司法関係者などがそれを装って請求用紙を偽装し、8万枚くらい印刷して申請書を作って、それでどンドン必要な情報を収集して、金もうけをしておったという事件であったんですけれども、ただこのプライム社を頂点としていろいろな探偵社等々がつながっておって、個人情報としての情報が売り買いされておったという事件なわけなんですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、戸籍謄本を自由に取得する業種、行政機関等々を挙げていただきければと思います。

延市町村課長

戸籍が自由に取れる職種という御質問についてでございます。職務上請求ができる業種といたしましては、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、行政書士等が位置付けられております。

松崎委員

それぞれ〇〇士と付くような資格を持たれる方なんですけれども、そういった人の場合でも、実はその資格を利用して、不法に取得していたという事件なども出ているところなんですけども、それはさておきまして、実はプライム社事件の中で、徳島県内において、戸籍謄本等がプライム社によって偽装取得された件数があるのかないのか、あるとすればどの程度あるのかということをご把握されておりますか。

手塚男女参画・人権課長

プライム社によります不正取得等が、県内に何件程度あったかという御質問でございます。まず新聞報道によりますと、全国的には1万件程度というような数字がございます。あと県内の数字でございますが、県内の民間団体によります調査をお聞きしておるんですが、それによりますと数十件程度、県内でそういう不正取得、プライム社によります謄本の請求、発行申請があったものと聞いております。

松崎委員

全国で1万件、徳島県内でもこういう個人の人権に関わる情報が、一民間企業から偽装取得されている現実があるということでございます。

来代委員長

大変なことだよ。怒らなあかん。

松崎委員

そこで、そういうことがあることについて、委員長が言うように大変憤りを感じるころなんですけども、同時にこれをしっかり防止をする方法というのをご検討されなければなら

んということでございまして、そのためには、事前登録によります本人通知制度が必要であると言われております。

それはどういうことかと言うと、私の情報は、阿南市の戸籍のほうに行くと、もし私の情報をどなたかが勝手に取られたということになれば、私が行って取った物は問題ないんですが、どこかから取られましたと。弁護士を名乗る人、司法書士を名乗る人、行政書士を名乗る方が、松崎清治の戸籍謄本、住民票謄本などなどを取得しましたよということが明らかになった場合は、阿南市役所の住民課から本人通知がされると、こういう方から通知されるということなんですね。そういう必要性があると。これは民間の情報ですけども、そういうことがあるということですね。

民間が集めている情報であるということをお先ほど言いましたけれども、そういう対策のために、全国で1万件もあったわけですから、それぞれの自治体も真剣に検討されて、既に全国で300自治体くらいが、いわゆる本人通知制度を作っておるということでございませぬけれども、徳島県内における市町村の取組の状況、また県として助言等々している状況があればお教えいただきたいと思っております。

延市町村課長

住民票でありますとか、戸籍を本人以外の方が取られた場合、本人通知制度についてでございますが、本人の代理人でありますとか、第三者、こうした場合に、登録者本人にお知らせする制度でございます。あらかじめ事前に、御本人が住民登録でありますとか本籍がある方が、事前に登録しておく必要があります。本県の制度の運用状況でございますが、県内24市町村において、このシステムと言いますか。この制度を導入しておる団体は現在のところございません。それぞれの市町村に対しましては、当然住民基本台帳に記載されている内容について、非常に重要な個人情報が含まれておりますので、個人情報保護の観点から適正な運用、その代理人の代理取得の際の身分の確認ですとか、そういったものをしっかりする。適正に個人情報保護の観点から運用するようなことで申し上げているところでございます。

松崎委員

まず、先ほどお話がありましたように全国で1万件あると。しかも徳島県内でもそういう偽装によって人権に関わる情報が、公共機関と言いますか、市町村から取得されているということでございませぬ。それに対して、24市町村全く手付かずだというお話でございまして、これでは過疎・人権対策特別委員会としては、もうちょっとしっかり、県としても市町村と協議をして対策する、考えていく必要があるんじゃないか。たとえ一件二件にしても、そういうことが行われているということになりますと、先ほど、冒頭申し上げましたけど、CIAの元職員でないですけど、本当に権力が、公的な機関を通して人権侵害をされておるということになるわけでございませぬ。

少し聞いてみますと、市町村がこれを導入することについて、最近コンピューター化さ

れて住民登録されていたり、戸籍登録されておるということもあって、システム上の変更にお金がかかるという話があるようでございます。お金の問題なのか人権の問題なのか、どちらが重たいのかということになるかと思うんですけど、この答えはもうはっきりしているんだらうと思いますが、システム変更に伴って若干のお金が必要になってくるということでありましたら、やっぱり国のほうにも要望などを行いながら、県として支援をしていくということは考えられんのでしょうか。

手塚男女参画・人権課長

松崎委員さんのほうから、本人通知制度について導入すべき、それに向かったの県の支援というお話がございました。確かにこの制度につきましては、戸籍謄本登録の不正取得を事前に防いだり、それから住民の人権擁護という観点から、非常に有効な制度であると考えてございます。この戸籍の事務に関しましては、市町村のほうでやられているものですから、県といたしましては、まずはこういう制度につきまして、市町村のほうに十分情報提供、制度周知等を図ってまいりたいと考えてございます。

これまでにつきましても、副市町村長・総務課長会議、それから市町村の人権担当課長会議等におきまして、この制度の全国的な導入状況等々市町村のほうに御紹介なり御説明させていただいたところがありまして、今後につきましても、まずはそのような情報提供等の支援をしてまいりたいと考えてございます。

松崎委員

性善説に立って、先ほどの資格でもって弁護士等々は、役場から個人情報取得できるということだろうと思うんですが、ここのところも実は危ういんですよ。心配なんですよ。弁護士をかたつてと言ったらあれかもしれませんが、そういう方でもお金になるということになれば、情報取得をする。さらには先ほど言いましたように、法務省のほうから取ってもいいですよという申請書をコピーする、偽装してその情報を取得しているかもしれない。そういう場合もあるわけでございます。そういったことも含めて、やっぱり個人の情報がこれほど簡単に侵害されているということについて、もう少し危機感を持って人権に対する取組が必要なんでないでしょうかね。この意見についてどうでしょう。

小谷保健福祉部長

ただいま松崎委員さんのほうから、大変優れて個人情報の究極であります住民票でありますとか、戸籍について不正に取得をする。身分を偽って、本来、法的にも認められたアクセスしやすい職員の方が、不正に取得をする。加えて、それを転売をして利益を得る場合もあるというふうな極めて悪質なケース、こういったことはやはり断じてならないと考えております。先ほど市町村課長のほうからも説明、お話がございましたが、まず戸籍等の窓口において情報を入手する場合も、本来のところの運用を、目的と立場、これをしっかり確認していただく。これがまず重要であるかなと思っております。

加えて、ただいま委員のほうからも御紹介ございましたが、事前の登録制度、本人通知制度について人権担当課長からも説明いたしました。こういった制度があるということ。また全国でも 1 万件を超える極めて悪質な、心配なケースがありますので、こういった点も含めて、いろいろ市町村の関係者の担当課長との段階において、私ども保健福祉部のほうから制度の趣旨とかといった情報提供をさせていただいているところであります。

こうしたことで、それぞれの場合において、市町村のほうのシステム改修とかいった事情があってなかなか着手ができないと、システム改修までいかないといった現状も、私どもも聞いているところであります。しかしながら、この人権に関する極めて大事な個人情報の保護といった重要性に鑑みて、やはり今一度、関係者が危機感を持って取り組む必要があるという点については、私どもも同様でございます。したがって、ここに関わってくる、例えば行政書士の方とかいろんな関係者も含めて、これまでも制度の趣旨とか情報の共有を図っているところでありますが、今一度そういった点を点検して、まずは危機意識の共有の部分と一緒に、一生懸命取り組んでまいりたい、その徹底を図ってまいりたいと考えております。

そうした上で、各自治体、市町村においてできることは何か、そこでできなければ県として何ができるか、あるいは国への政策提言も含めてさまざまな対策について、関係部局と十分知恵を絞ってまいりたいとこのように思っております。

松崎委員

部長さんから答弁ありましたけれども、人権侵害の危機意識を共有していただきたい。かつては私も教育委員会で、人権教育課でしばらく仕事をさせていただいたことがございます。その当時は、やっぱり同和地域の皆さん方のいわゆる地名総鑑などの問題が、大きな問題として全国的に指摘されてきたんですけれども、現在では、この佐藤・プライム社事件というのは、そのことだけに関わらず、県民市民のプライバシーを侵害する、そういう行為であるというふうにしっかり認識をいただいて、ぜひこれからの個人の情報保護に向けた、とりわけ人権擁護に向けた取組をお願いをして質問を終わります。

来代委員長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、1 件となっております。請願第 16 号「乳幼児医療費助成の拡充について」を審査いたします。

本件について、理事者に説明を求めます。

小谷保健福祉部長

請願第 16 号につきまして、御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、厳しい経済状況が子育て家庭を直撃していることに鑑み、平成24年10月から対象年齢につきまして、小学校修了までに拡大しております。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況のもと、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から一定額の負担をお願いしているところです。また、所得制限につきましては、基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となっております。

なお、実施主体の市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象としております。

③につきましては、これまでも国に対し、様々な機会を通じまして、乳幼児医療費の負担軽減を要望しているところでございます。

以上でございます。

来代委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第16号①，②，③

次に、当委員会の県外視察についてでございます。ただいまの予定といたしましては、8月20日から8月22日までの3日間の日程で、過疎対策等の取組を調査するため、北海道及び関東方面の関係施設並びに総務省過疎対策室を調査したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、過疎対策室に行ったときには、かなりの要望をしないといけないと思いますので、今から考えておいてください。それぞれ意見を言う時間を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。（11時28分）